

議案第 6 7 号

工事請負契約の変更について（海老名運動公園総合体育館外装改修工事
）

海老名運動公園総合体育館外装改修工事について、下記のとおり変更契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名運動公園総合体育館外装改修工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約（原契約）
- 3 契約金額 「1 3 9, 7 0 0, 0 0 0 円」を
「1 5 7, 7 4 0, 0 0 0 円」に変更する。
- 4 契約の相手方 神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目 1 2 番 1 2 号
株式会社正建
代表取締役 義見 亮太

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を変更したいため

参考資料

工事請負契約の変更について（海老名運動公園総合体育館外装改修工事）

- 1 工事件名 海老名運動公園総合体育館外装改修工事
- 2 工事場所 海老名市社家4032番地の1
- 3 契約期間 当初： 令和4年6月17日から令和5年1月13日まで
変更： 令和4年6月17日から令和5年3月17日まで
(63日間延期)
- 4 設計金額 当初： 169,510,000円（税込み）
変更： 191,400,000円（税込み）
差額： 21,890,000円（12.91%）増
- 5 契約金額 当初： 139,700,000円（税込み）
変更： 157,740,000円（税込み）
差額： 18,040,000円（12.91%）増
- 6 変更理由

工事発注段階では把握できなかったひび割れ補修等外壁工事が必要となったこと及び新型コロナウイルス感染症のまん延により現場作業員の確保が十分にできなかったことから、契約期間内に工事を完了させることが困難となった。これにより、追加工事費及び期間延長に係る諸経費が増額し、当初の契約金額では工事の施工ができないため